

# 福岡県公報

令和八年三月三日  
第六百七十五号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第三号)

○福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を  
改正する規則

(障がい福祉課) ……………一

### 正誤

○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例(令和七年福  
岡県条例第四十三号) 中正誤

……………一

## 規則

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制  
定し、ここに公布する。

令和八年三月三日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第三号

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正す  
る規則

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例施行規則(昭和五十五年福岡県規則  
第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百人」を「六十人」に改める。

第四条中「(以下「援護の実施機関」という。)」を削る。

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の  
日から施行する。

## 正誤

7 ・ 12 ・ 23	発行年月日	
657 増刊①	番 公 号 報	
条 例	種 類	
43	番 同 号 上	
33	ペー ジ	
	上	欄
○	下	
ら 後 2 ろ か	行	
	備 考	
「この条」を「この項」に。	正	
「この案」を「この項」に。	誤	